

兵庫地方最低賃金審議会

第2回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月28日(水) 14時57分～16時45分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	千田委員、高階委員、三上委員
労働者委員	遠藤委員、小西委員
使用者委員	金子委員、鈴木委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、ただ今から第2回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。</p> <p>本日は、片山委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。</p> <p>では、この後の進行を部会長にお願いいたします。</p>	
<p>○千田部会長 それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題については、前回の引き続きとなりますが、議題(1)「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。</p> <p>前回、8月21日の専門部会では、労使からそれぞれ、今年の輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。</p>	

前回のそれぞれの御意見としましては、まず労働者側は、消費者物価の継続的な上昇と実質賃金の 27 か月ぶりのプラス転換の状況下で、輸送用機械器具製造業において、船舶や航空機の生産が回復傾向にある。生産年齢人口が減少していくなかで、優秀な人材の確保・定着が、引き続き当該産業の維持・発展に向けた重要な課題であることとともに、この産業は専門性が求められることから、優位性のある賃金水準であることが必要と考える。

また、今年の春闘においては、製造業の賃上げ率 5.58%と昨年以上のアップ率となっており、この賃上げの流れをこの産業に関係する労働者へ波及させることが、この産業の魅力を高め、そこで働く人の生活の安定、経済の好循環につながるものと考えられる。

そのため、特定最賃に関して改正の必要性はあると考えている。

一方、使用者側は、経営側の基本スタンスとして、構造的な賃上げの実現に貢献することが企業の責務であり、原資を確保した上で、賃上げと処遇改善・人材育成に反映させていくことが肝要とは理解している。しかし、そのことには、原資の確保とそれぞれの会社の事情に合わせることを前提であり、特定最賃の金額は、各社の事情を鑑みることがないため、その特定最賃の影響を受けやすい中小企業は苦しい状況である。

特に、裾野が広い事業領域である輸送用機械器具製造業では、価格転嫁が非常に難しい。

以上のことから、特定最賃に関して改正の必要性はないと考える。

ということであり、意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めていきたいと思っております。

前回同様、最初に労使それぞれでの打ち合わせは必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

それでは、10分程度でお願いします。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

○千田部会長

それでは、審議を続けます。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側でそれぞれ今年の輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

それでは使用者側委員からお願いします。

○鈴木委員

使用者側委員の考えを鈴木が述べさせていただきます。

前回は申し上げたとおり、労務費の価格転嫁が進まない中小企業は、賃上げの原資を確保できないため、必要性に関して「あり」とすることへの疑義は払拭できません。

一方、輸送用機械器具製造業で主な労働組合の多くが加盟する基幹労連に属する企業、特にその中でも重工業に関する企業は、マルチステークホルダー方針やパートナーシップ構築宣言を公表し、賃上げに前向きな状況です。

ただこれが全ての企業に波及しているかということではなく、やはり業界として厳しい状況の企業があることもうかがえるかと思えます。

ともすれば、中小企業が賃上げを実施するために価格転嫁を指向しても、なかなかそれを実現し難い現実があるのではないかと考えております。

これらの事情を踏まえれば、前回の主張を変更するには、まだ至っていないという見解を取らざるを得ないと考えております。

ですので、結論としては、「必要性はない」という主張をさせていただきます。

○千田部会長

「必要性なし」という御意見をいただきました。

それでは、次に、労働者側委員からお願いします。

○小西委員

はい、小西から説明させていただきます。

前回は説明はしましたが、同様なのですが、足元の状況は産業情勢も悪くないですし、人材確保の問題は生産年齢人口が減少して流出している中で、今後人材確保していく必要があります。その中で、産業、企業、兵庫県の地場産業の発展に繋げていくためには、産業全体で魅力ある労働条件を構築していくことが大切です。

その状況のなかで春闘の結果を見れば、製造業平均では5パーセント程度上がっていることもあり、全体として賃金を上げていくことで経済の好循環につながるものと考えております。

以上のことから「必要性あり」となりました昨年と状況は大きく変わっていないと思っております。

一方で、特定最賃は地域別最賃とは異なり、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもので、労働組合のないところについては、こういったことをベースにしながら賃金決定しており、労使のイニシアティブのなかで設定されています。

現行の特定最低賃金 1,075 円は、これまで培われてきた当該産業の労使関係における真摯な議論により積み上げてきた証として、極めて重いものと認識しております。

一方で、特定最低賃金の本来的意義は、事業の公正競争の確保、例えば、賃金の不

当な引き下げの防止でありまして、継続してこれに取り組むことが重要だと考えております。

足元の状況とか、本来的な考え方を含めまして兵庫県における当該産業の発展と、そこに働く労働者の生活の安心・安定に向けて、最低賃金近傍で働く労働者もおりますので、特定最低賃金の改正を引き続き行っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○千田部会長

ありがとうございます。

労働者側から「必要性あり」との御意見をいただきました。

労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は労働者側委員から、次に使用者側という順序でお話をお聞きしてよろしいですか。

○労使委員

お願いします。

(別室にて公労会議、その後公使会議、労使会議等)

○千田部会長

それでは再開します。

どのようにになりましたか。

使用者側からお願いしましょうか。

○鈴木委員

はい、私からお話しします。

公益委員皆様の了解のもと、労使でお話しさせていただきました。

双方、考え方の相違もありつつ、これまでに築いてきた良好な労使関係を維持するということにも鑑みて、本年度においては、「改正の必要性あり」という見解に使用者側も至りましたので御報告させていただきます。

○千田部会長

ありがとうございます。

労働者側から何か付け加えることはありますか。

○労働者側委員

ありません。

○千田部会長

ありがとうございます。

労使の御意見をお聞きしたところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、ということを確認いたしました。

では事務局は、そのように改正決定することを必要と認める旨の専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をお願いします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、報告書案を作成。)

○千田部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい、報告文案を読み上げます。

令和6年8月28日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 千田直毅、高階利徳、三上喜美男

労働者代表委員 遠藤義一、片山勇輝、小西啓介

使用者代表委員 金子敏之、鈴木健朗、松岡直哉

以上です。

○千田部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい、答申文案を読み上げます。

令和6年8月28日

兵庫労働局長

赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○千田部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（千田部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。）

○岡本労働基準部長

ありがとうございます。

○千田部会長

続いて、議題(2)「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後15日間行うこととなります。

そのため、次回の日程ですが、次回は9月13日、金曜日、午前10時からの開催でお願いいたします。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

○千田部会長

では、今回は9月13日、金曜日、午前10時からの開催とします。

今回は金額審議となりますが、昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。

よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他、何かございますでしょうか。

○各委員

(特になし。)

○千田部会長

それでは、本日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

千田 直毅

小西 啓介

松岡 直哉